

シリーズ **安全** No.8

町の安全のために活躍しているみなさんの活動内容や防犯対策についてお知らせするコーナーです。



不審者には気をつけましょう

「知らない人に声をかけられた」「車に連れ込まれそうになった」など、子どもをねらった犯罪が増えています。このような、犯罪から子どもを守るためには、いざというときの心構えを普段から子どもに教えておくことが大切です。

① いっしょに行かない
犯罪者は、親族や学校関係者

② 逃げる
無理に連れていかれそうになったら、その場から逃げ出すことが大切。その際、「子ども110番の家」や「子ども110番の車」など、他の大人に助けを求めないように教えます。

③ 声を出す。
万が一、犯罪者に捕まったら

子どもの安全対策を十分に

者や装って近づいてきます。知らない人には決して同行しないよう教えましょう。

しまった場合は、「助けて！」と大声で周囲に知らせることが大切です。

町の犯罪発生件数(1月~8月のトータル)

区分	17年トータル	前年同期	増減	増減率
空き巣	4	3	1	33%
忍込み	1	0	1	100%
自動車盗	1	3	-2	-67%
オートバイ盗	0	1	-1	-100%
自転車盗	18	39	-21	-54%
車上ねらい	19	34	-15	-44%
自販機ねらい	9	11	-2	-18%
計	52	91	-39	-43%
全刑法犯	41	68	-27	-40%

No.1 74歳以上約1,300人を招待し町敬老会開催



木賊町長から記念品を受けとる受賞者のみなさん

平成17年度町敬老会が、9月17日(土)午前9時30分から町鳥見山体育館で盛大に開催されました。今年、74歳以上の高齢者約1,300人を招待しました。式では、木賊町長から町老年年金受給者、最老年齢者などに記念品が贈呈されました。また、式終了後には、各地区老人クラブのみなさんなどから歌や踊りが披露されました。

No.2 交通安全を願い鏡石一小で鼓笛隊パレード



元気に演奏する児童たち

町交通対策協議会が主催する鏡石第一小学校5・6年生約250人による交通安全鼓笛隊パレードが9月25日(火)午後3時から鏡石一小校庭から鏡石駅前を一周するコースで行われました。パレードでは、カラフルなパトロンや楽器などを抱えた児童たちが演奏しながら行進し沿道に集まった町民のみなさんに交通事故防止を呼びかけました。

No.3 第34回鏡石幼稚園大運動会開催



元気いっぱいグラウンドを駆け回る園児たち

鏡石幼稚園では、9月18日(日)午前9時から同園グラウンドで第34回秋季大運動会を開催しました。運動会には、園児約80人が出場。「みんなの力を合わせ青空にジャンプ」をテーマに紅白リレー、親子ダンスなど21の競技を行いました。保護者のみなさんは、必死にグラウンドを駆け回る我が子の姿に大きな声援を送っていました。

高齢者インフルエンザ予防接種

町では、予防接種法による高齢者のインフルエンザ予防接種を、10月15日~12月28日まで、町指定医療機関で実施いたします。個人負担金は1,000円です。詳しくは、町健康福祉課(☎62-2115)までお問い合わせください。



平成17年10月から

介護保険施設など
利用料が変わります

(問い合わせ先 町健康福祉課 TEL62-2115)

●利用者負担となるもの：表1

利用するサービスが	の場合
●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設(老人保健施設) ●介護療養型医療施設(療養病床等) ●短期入所介護(ショートステイ)	<p>現行 = 介護サービス費の1割 + 日常生活費 + 食事代の一部</p> <p>↓</p> <p>改正後 = 介護サービス費の1割 + 日常生活費 + 食事代の全部 + 居住費の全部</p>
利用するサービスが	の場合
●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア)	<p>現行 = 介護サービス費の1割 + 日常生活費 + 食事代の一部</p> <p>↓</p> <p>改正後 = 介護サービス費の1割 + 日常生活費 + 食事代の全部</p>

介護保険制度は、みなさんの保険料と税金で賄われています。高齢化社会の進展により、介護サービスの費用が増大するなか、保険料の上昇を抑えるには、介護保険から給付される費用を効率化していくことが重要です。また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められます。こうしたことから、平成17年10月利用分から、介護保険施設などにおいて利用者の方に負担いただく費用に関

する見直しを行います。施設利用者の食事等が原則自己負担に
在宅サービスを利用している方は、食費や居住費(家賃や光熱水費など)を自分で負担していますが、施設に入所している方は食費の一部や居住費が介護保険から給付されています。そこで、公平性の観点からこのような在宅で生活する方と施設で入所する方との負担の差が是正されます(表1参照)。

●所得段階別の負担限度額(日額)：表2

保険料が軽減される所得段階	食費	居住費			
		ユニット型個室	ユニット個室	従来型個室	多床室
第1段階 生活保護受給者等	300円	820円	490円	320円(490円)	0円
新第2段階 市町村民税世帯非課税かつ年金収入が80万円以下の方等	390円	820円	490円	420円(490円)	320円
新第3段階 市町村民税世帯非課税で、新第2段階に該当しない方等	650円	1,640円	1,310円	820円(1,310円)	320円

※「ユニット型個室」とは固定壁であるが天井との隙間がある個室を、「従来型個室」とは非ユニット型の個室をいう。
※従来型個室の上段が特別養護老人ホーム、()内が老人保健施設及び療養病床等での限度額で、その他は3施設共通。
※課税層の方でも、一定の要件を満たす方は新第3段階の限度額が適用になります。

所得の低い方は負担が軽減
所得の低い方には、食費と居住費に利用負担の限度額が設定されます(表2参照)。利用者負担限度額までを自己負担として支払い、超えた分は介護保険から支給されます。(※実際に施設サービスにかかる費用は、施設と利用者の契約により定められます。)

全国道路交通センサス

道路の実態や平日・休日の自動車交通量、運行目的などを調査する全国道路交通センサスが実施されます。この調査結果は、将来の道路整備や維持管理、都市計画に活かすための重要な資料となります。この調査結果をお願ひします。

◆一般交通量調査
調査日の交通量を、車種別方向別に調査いたします。
◆調査期間 10月12日(水)~13日(木)
◆オーナーインタビュー
●起終点調査
調査対象となる車を所有している家庭を訪問して、調査日の運行状況などを調査いたします。
◆調査期間 ●平日 11月1日(火) 休日 10月30日(日)
◆問い合わせ先 町都市建設課 ☎62-2116